

サポート契約の自動更新は無効、差止を求めて ペッツファースト2度目の提訴

東京都に本社を置き、群馬県内に店舗のあるペットショップ、ペッツファーストを相手に、11月4日、前橋地裁高崎支部に2度目の提訴を行いました。

前回の提訴では契約者の税金滞納などを理由としてサービスの提供を行わないとする条項の差止について勝利和解をかちとりましたが、他方、ほかにも複



数の消費者から「ペット購入時に契約した『ほっとサポート』を1年過ぎに解約を申し出たが途中解約はできないと言われ、あと1年払い続けなければならないのか」との情報提供があり、消費者が何もしなければ自動的に契約が更新されてしまい、かつ途中解約できないのは消費者契約法10条に違反し無効であるとして、差止を求めて2度目の提訴に至ったものです。

第1回期日は2023年1月10日午前10時から前橋地裁高崎支部で。